

提言3:被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

提言3 1)長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

平成 23 年度第二次補正予算により、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に 782 億円の交付金を拠出し全面的に県を支援している。同県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施し、被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っている。この他に、ホールボディカウンターによる検査や、子ども及び妊婦に対する個人線量計(ガラスバッジ等)の貸与などを実施している。

また、平成 24 年度当初予算により、母乳の放射性物質濃度検査及び新生児の聴覚検査を実施するため、同基金に7億円を拠出した。

さらに、福島県民の健康管理の一環として、県民健康管理調査等の結果のきめ細かなフォローを行うとともに、あわせて関連する健康管理の情報発信を行うための拠点(放射線医学県民健康管理センター)を整備するため、平成 24 年度予備費(平成 24 年 11 月 30 日閣議決定)により、同基金に約 60 億円を拠出した。

なお、福島県の近隣県については、各県(岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県)が主体となり開催された有識者会議等の結論としては、既知の知見等を踏まえ、ホールボディカウンターや個人線量計を用いた被ばく線量の把握等をサンプル的に行った上で、健康影響が観察されるレベルではないとして科学的には特段の健康管理は必要ないとされている。

このように東京電力福島第一原子力発電所の事故発生による被災者を始めとする国民が抱える放射線による健康不安については、様々な取組を講じているが、被災住民が抱える放射線による健康不安については、①被災者等の不安を十分に踏まえた情報発信をしていたか(平易な用語の使用等)、②不安を感じている被災者等との双

方向のコミュニケーションが不足していなかったか(専門家等からの一方的な情報発信に偏っていなかったか)、③不安解消のためのコミュニケーションを行う人や場(拠点を含む)が十分に確保されていたかといった点で問題があり、依然として不安を十分に解消できていない状況が明らかになってきている。このため、平成24年4月20日に、環境大臣を議長とし関係省庁等から構成される「原子力被災者等の健康不安対策調整会議」を設置し、同年5月31日にアクションプランを策定したところであり、①関係者の連携、共通理解の醸成、②放射線影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等、③放射線影響等に係る拠点の整備、連携強化、④国際的な連携強化を進めることとしている。

また、原子力規制委員会においても、平成25年3月6日の平成24年度第32回原子力規制委員会において、①東京電力福島第一原子力発電所の事故の早期及び長期的外部被ばく線量及びホールボディカウンター(WBC)による内部被ばく線量の把握、②甲状腺検査及び健康診査などによる健康状態の把握、③健康管理調査の実施体制等について提言を取りまとめている(表3)。

表3 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方についての提言のポイント

<p>(1)線量把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故早期の外部被ばく線量については、個々人の行動調査を徹底し、できるだけ正確に推定すべき。 ・長期的外部被ばくについては、実効線量が空間線量率からの推定を下回ることから実効線量が重要であり、個人積算線量計によって継続的に実測すべき。 ・WBCによる内部被ばくの現在の測定は、継続することが望ましい。 <p>(2)健康状態の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲状腺検査については、実測結果を定期的に評価すべき。 ・健康診査については、福島県における健診の場等の既存の健診を活用し、例えば1年に1度の健康診査や健康相談の機会を設け、通常の予防対策をより充実していくべき。 ・疫学研究を進めていくことが必要。 <p>(3)実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該健康管理は、長期にわたる取組になるものであることから、国の責任の下で、県や市町村、地域の医師会や医療機関との連携・力のもとに、住民の健康に責任をもてる持続性のある取組とすべき。 <p>(4)福島県外を含む、今後の健康管理のあり方</p>

・放射線被ばく後の健康管理は、被ばく線量・被ばく時間・線質・被ばくの状況等を考慮し、放射線被ばくに関する医学的及び放射線生物学的知見に基づいて行うことが必要。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金(782億円)を拠出するなど、全面的に県を支援している。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施し、行動調査に基づく被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っている。この他に、個人線量計やホールボディカウンターによる被ばく線量の測定等を実施しており、平成25年度補正予算において、福島県の避難指示区域外の方を中心に個人線量計を配布することにより個人の被ばく線量を把握することを通じて、放射線に関する正しい知識の普及を図るための交付金(3.5億円)を福島県に交付した。平成26年度予算により、避難指示区域の解除に伴い帰還する方々及び福島県外の汚染状況重点調査地域の方々を対象に個人線量計を配布し、個人の外部被ばく線量を正確に把握するための事業を開始することとしている。

また、平成25年3月7日の復興推進会議・原子力災害対策本部会合において、避難指示の解除に向け、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置の具体化等について、年内を目処に一定の見解を示すことを決定した。これを受けて、原子力規制委員会は「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」を立ち上げた。原子力規制委員会は、本検討チームでの議論を踏まえ、平成25年11月20日に、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方として、個人が受ける被ばく線量に着目し、住民の帰還に向けて被ばく線量低減や健康不安等に関する数々の取組や対策を示した(表4)。国は、これを踏まえ、後述の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日閣議決定)において、住民の方々の自発的な活動を支援するための総合的・重層的な防護措置を講じることとした。

表4 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」概要

(1)線量水準に関連した考え方

・住民の方々の帰還にあたっては、空間線量率から推定される年間の被ばく線量が 20 mSv を下回ることを必須の条件とした上で、国際的な考え方を踏まえ、国は、以下について取り組むこと。

- ①長期的な目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間 1mSv以下になるよう目指すこと

②避難指示の解除後、個々の住民の被ばく線量を低減し、住民の放射線に対する不安に可能な限りこたえる対策等をきめ細かく示すこと

(2)住民の帰還に向けた取組

- ・住民の判断に資する、国の重厚な施策を整理したロードマップの策定
- ・国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明等も含めた個人線量の把握・管理
- ・個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開
- ・保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施等の健康不安対策の推進
- ・住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施
- ・帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた取組等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備

さらには、後述のように平成 25 年 8 月に避難指示区域の見直し・再編が完了し、早期帰還の実現に向けた新たな段階に入っている一方、依然として放射線による健康影響に対する不安が存在している。個々人の不安に対応したリスクコミュニケーションの強化を図るため、正確で分かりやすい情報の発信や住民を身近で支える相談員の配置など、地元ニーズに沿った施策を関係省庁が取りまとめ、平成 26 年2月に「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を発表した。このパッケージにおいては、健康に関する住民理解の醸成を担う専門的人材を育成するため、福島県立医科大学における「健康リスクコミュニケーション学講座」の創設を国が支援するとともに、福島県が実施している甲状腺検査に関する理解促進のための取組として、当該検査結果に対する説明会の開催等に関する支援等を行うこととしている。

【平成 26 年度に講じた主な措置】

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金(782 億円)を拠出するなど、全面的に県を支援している。

福島県は、この基金を活用して、県民健康調査を実施し、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査や事故時に 18 歳以下であ

った子ども(約 37 万人)を対象とした甲状腺検査等を実施している。

基本調査の結果については、外部被ばく線量の推計では 99.9%以上が 10mSv 未満となっている。甲状腺検査については、平成 25 年度末までに、一巡目の検査(先行検査)を終了し、現在、平成 26 年度からの2か年で実施する予定の二巡目の検査(本格検査)を実施中である。この県民健康調査の甲状腺検査は福島県内で実施しているほか、福島県外に避難された方等が受診できるよう、平成 24 年 11 月から県外の医療機関と福島県立医科大学が協定を結び、実施している。県外において甲状腺検査を実施している医療機関の数は、一次検査については 92 機関、二次検査¹については 26 機関となっている(平成 26 年 12 月末現在)。

この県民健康調査の甲状腺検査の結果、甲状腺がん又は甲状腺がんの疑いが認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援については、後述する環境省における当面の施策の方向性を踏まえ、平成 27 年度予算に計上している。

また、福島県は、福島県民健康管理基金を活用して、ホールボディカウンターによる内部被ばく線量の検査を実施しているほか、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等を実施している。そのうち、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果では、検査を受けた方の 99.9%以上が預託実効線量1mSv 未満となっている。

これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表している。

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日閣議決定)を踏まえ、環境省は「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を設置し、福島近隣県を含め、国として原発事故による放射線の影響を踏まえた健康管理の現状と課題を把握し、その在り方を学術的な見地から専門的に検討した。同専門家会議において、平成 26 年 12 月 22 日に、県民健康調査の甲状腺検査の実施状況等の評価を含めた中間取りまとめを公表するとともに、中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性(案)について平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年1月 21 日の間パブリックコメントを実施し、同年2月 27 日にパブリックコメントの結果及び環境省における当面の施策の方向性を公表した。今後、以下の当面の施策の方向性を踏まえ、必要な施策を着実に実施することとしている。

¹ 一次検査(超音波検査)の結果を踏まえて行われる詳細な検査

(1) 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

- ・ 調査研究事業を通じた事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

(2) 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

- ・ 全国がん登録等を活用し、各種がんの罹患動向を把握
- ・ がん以外の疾患についても、既存のデータベース等を活用することで同様に
対応

(3) 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

- ・ 県民健康調査の甲状腺検査の結果、引き続き治療が必要である場合の支援

(4) リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・ 地域のニーズに合わせた柔軟かつきめ細やかな事業を福島県内外で実施

原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR: United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation)は、①事故の経時的推移、②放射性核種放出、拡散および沈着、③公衆の被ばく線量、④作業員の線量、⑤健康影響、⑥ヒト以外の生物相の線量と影響、の各事項につき科学的な評価を進め、2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する報告書(平成26年4月2日)を公表した。政府としては、こうした国際的な評価も積極的に活用しつつ、放射線による健康影響に係る正確な情報発信及び正しい知識の普及に努めているところであり、福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識及び科学的知見、被ばく低減に当たっての国際的又は専門的な考え方などの基礎的な情報をコンパクトにまとめた「放射線リスクに関する基礎的情報」(平成26年2月)を作成し、必要に応じて資料の改定を行っている。

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」(平成25年11月20日原子力規制委員会決定)及び「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、相談員の配置やその活動の支援に向けた取組を進めている。具体的には、福島再生加速化交付金において相談員の育成及び配置や個人線量低減支援のための予算を措置するとともに、相談員の活動を科学的・技術的な面から支援する拠点(放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター)をいわき市に整備し、運営を開始した。また、効果的事例の横展開や関係省庁及び県との連携の円滑化の促進など「相談員制度」の効果的な運用のため、平成27年2月20日に「相談員制度の運用に関する実務者会合」を開催した。

【平成 27 年度に講じた主な措置】

《健康管理・健康不安への対応》

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金(782 億円)を拠出するなど、全面的に福島県を支援している。

福島県は、この基金を活用して、県民健康調査を実施し、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査や事故時に 18 歳以下であった子ども(約 37 万人)を対象とした甲状腺検査等を実施している。

基本調査の結果については、外部被ばく線量の推計では 99.9%以上が 10mSv 未満となっている。甲状腺検査については、平成 25 年度末までに、一巡目の検査(先行検査)を終了し、現在、平成 26 年度からの2か年で実施する予定の二巡目の検査(本格検査)を実施中である。この県民健康調査の甲状腺検査は福島県内で実施しているほか、福島県外に避難された方等が受診できるよう、平成 24 年 11 月から県外の医療機関と福島県立医科大学が協定を結び、実施している。県外において甲状腺検査を実施している医療機関の数は、一次検査については 101 機関、二次検査²については 29 機関となっている(平成 27 年 12 月 31 日現在)。

この県民健康調査の甲状腺検査の結果、甲状腺がん又は甲状腺がんの疑いが認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援については、後述する環境省における当面の施策の方向性を踏まえ、平成 27 年度予算に計上し、福島県への支援を新たに開始した。福島県は、これを踏まえて平成 27 年7月より「甲状腺検査サポート事業」に取り組んでいる。

また、福島県は、福島県民健康管理基金を活用して、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査を実施しているほか、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等を実施している。そのうち、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく検査の結果では、検査を受けた方の 99.9%以上が預託実効線量1mSv 未満となっている。

これらの測定結果は、ウェブサイト等を通じて公表されている。

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日閣議決定)を踏まえ、環境省は「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を開催し、福島近隣県を含め、国として原発事

² 一次検査(超音波検査)の結果を踏まえて行われる詳細な検査

故による放射線の影響を踏まえた健康管理の現状と課題を把握し、その在り方を医学的な見地から専門的に検討した。同専門家会議において、平成 26 年 12 月 22 日に、県民健康調査の甲状腺検査の実施状況等の評価を含めた中間取りまとめを公表した。同中間取りまとめにおいては、「今回の事故による放射線被ばくによる生物学的影響は現在のところ認められておらず、今後も放射線被ばくによって何らかの疾病のリスクが高まることも可能性としては小さいと考えられる」とされている。

環境省は、中間取りまとめを踏まえた当面の施策の方向性(案)について平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 1 月 21 日までの間パブリックコメントを実施し、同年 2 月 27 日にパブリックコメントの結果及び環境省における当面の施策の方向性を公表した。具体的には、以下の 4 つの施策に取り組んでいるところ。

(1) 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

- ・ 調査研究事業を通じた事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

(2) 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

- ・ がん登録等を活用し、各種がんの罹患動向を把握
- ・ がん以外の疾患についても、既存のデータベース等を活用することで同様に
対応

(3) 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

- ・ 県民健康調査の甲状腺検査の結果、引き続き治療が必要である場合の支援

(4) リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・ 地域のニーズに合わせた柔軟かつきめ細やかな事業を福島県内外で実施

国は、今後もこうした取組を推進するとともに、県民健康調査が長期的に行われるよう引き続き必要な支援に努め、その進捗を注視していくこととしている。

原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR: United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation)は、①事故の経時的推移、②放射性核種放出、拡散および沈着、③公衆の被ばく線量、④作業員の線量、⑤健康影響、⑥ヒト以外の生物相の線量と影響、の各事項につき科学的な評価を進め、2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する報告書(平成 26 年 4 月 2 日)を公表した。政府としては、こうした国際的な評価も積極的に活用しつつ、放射線による健康影響に係る正確な情報発信及び正しい知識の普及に努めているところであり、福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための

知識及び科学的知見、被ばく低減に当たっての国際的又は専門的な考え方などの基礎的な情報をコンパクトにまとめた「放射線リスクに関する基礎的情報」(平成 26 年2月)を作成し、必要に応じて資料の改訂を行っている。

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」(平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会決定)及び「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成 25 年 12 月 20 日閣議決定)を踏まえ、相談員の配置やその活動の支援に向けた取組を進めている。具体的には、福島再生加速化交付金において相談員の育成及び配置や個人線量低減支援のための予算を措置するとともに、相談員の活動を科学的・技術的な面から支援する拠点(放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター)をいわき市に整備し、運営を開始した。また、効果的事例の横展開や関係省庁及び県との連携の円滑化の促進など「相談員制度」の効果的な運用のため、「相談員制度の運用に関する実務者会合」の第1回を平成 27 年2月 20 日に、第2回を同年8月 26 日に開催した。

また、平成 26 年2月に取りまとめた「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」について、平成 27 年 10 月1日にフォローアップ会合を開催し、各府省庁が実施した自己点検結果に基づき、各施策の取組状況や今後の方針についての確認や意見交換等を行った。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《健康管理・健康不安への対応》

UNSCEAR が平成 26 年4月2日に公表した、「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」附属書 A パラグラフ 175 では、「線量が大幅に低い場合、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」と評価されており、UNSCEAR の 2016 年白書でも、2013 年報告書の知見は「引き続き有効であり、それ以降に発見された新規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した」とされた。自治体による相談員の育成及び配置や個人線量低減活動への支援を継続して実施するとともに、飯舘村などの相談対応ニーズの高まっている地域において、他の市町村での運用例を紹介するなど新たに相談員の育成及び配置等を行うための支援を実施。また、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター(いわき市)において、当該地域の放射線相談

員のほか、平成 28 年度から、新たに生活支援相談員なども対象に、相談員等の幅広い要望に応じて相談対応、専門家の派遣、研修会の開催等を実施している。

(関連白書等:環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

【平成 29 年度に講じた主な措置】

《健康管理・健康不安への対応》

UNSCEAR が平成 26 年4月2日に公表した 2013 年報告書の附属書 A「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」パラグラフ 175 では、「線量が大幅に低いため、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」と評価されており、UNSCEAR の 2017 年白書でも、「2013 年報告書における福島第一原発事故による放射線被ばくの健康影響に関する知見は引き続き有効であり、それ以降に発表された新規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した。」とされた。

自治体による相談員の育成及び配置や個人線量低減活動への支援を継続して実施するとともに、相談員間の連携強化、相談対応の好事例、失敗事例等の共有を図るため、相談員等実務者会合及び相談員合同ワークショップを開催した。

(関連白書等:環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

【平成 30 年度に講じた主な措置】

《健康管理・健康不安への対応》

平成 30 年7月5日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。同タスクフォースにおいて、復興大臣より平成 30 年度の取組の早期かつ着実な実施等を指示した。

(関連白書等:環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《健康管理・健康不安への対応》

平成 31 年4月 12 日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォ

ース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。また、福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識及び科学的知見、被ばく低減に当たっての国際的又は専門的な考え方などの基礎的な情報をまとめた資料「放射線リスクに関する基礎的情報」を令和元年5月に更新し、福島県内の市町村等に配布した。

(関連白書等:環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《健康管理・健康不安への対応》

福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識及び科学的知見、被ばく低減に当たっての国際的又は専門的な考え方などの基礎的な情報をまとめた資料「放射線リスクに関する基礎的情報」を令和2年5月に更新し、福島県内の市町村等に配布した。なお、福島県における放射線の状況や福島県における放射線による健康影響など、主に海外の方が抱く疑問や不安について、正確にわかりやすく発信するためのポータルサイト「Fukushima Updates」を令和3年3月4日に公開した。

(関連白書等:環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

提言3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」(平成 23 年8月2日モニタリング調整会議決定、平成 25 年4月1日最終改定)に沿って、陸域、海域、食品、水環境など、抜け落ちのないよう様々なモニタリングを実施している。なお、平成 24 年9月 19 日以降は、原子力規制委員会が放射線モニタリングの司令塔機能を担うとともに、総合モニタリング計画に基づき、関係機関が実施したモニタリング結果の解析及びその公表を定期的に行っている(表5)。

表5 総合モニタリング計画に基づく主なモニタリング体制(平成 25 年4月1日以降)

- ・全国的な環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、各都道府県等】
- ・福島県全域の環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県等】
- ・海域モニタリング【原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県等】
- ・学校、保育所等のモニタリング【原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、福島県】
- ・港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング【国土交通省、自治体等】
- ・水環境、自然公園等、廃物のモニタリング【環境省、福島県等】
- ・農地土壌、林野、牧草等のモニタリング【農林水産省、林野庁、都道府県等】
- ・食品のモニタリング【厚生労働省、農林水産省、各都道府県等】
- ・水道水のモニタリング【厚生労働省、都県】

なお、平成 25 年4月に東京電力福島第一原子力発電所の地下貯水槽における漏えい事故が確認された。増え続ける汚染水の問題は、廃炉を進める上で最も大きな課題の一つであり、早急に対応しなければならない課題となっている。

これを受け、今般の汚染水漏えい事故に対する当面の対応や汚染水問題全体を根本的に解決する中長期的な対応を検討するため、「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」(議長:経済産業大臣)の下に「汚染水処理対策委員会」を同年4月に新たに設置した。同委員会には規制当局として原子力規制庁も参加しており、

今後、同委員会において、①地下水の流入抑制対策や、トリチウム処理対策などについて、検討を進めているところ、平成 25 年5月 30 日に、「地下水の流入抑制のための対策」を取りまとめた。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」(平成 23 年8月モニタリング調整会議決定、平成 26 年4月改定)に沿って、陸域、海域等のモニタリングを実施している。

平成 25 年4月1日に、これまで文部科学省が実施してきた放射線モニタリング業務(学校等に関するモニタリング業務を除く。)が原子力規制委員会へと移管されたことに伴い、総合モニタリング計画における役割分担の再整理を行い、同日行われた総合モニタリング計画の改定に反映した。また、原子力規制委員会は、放射線モニタリングの司令塔機能を担うとともに、総合モニタリング計画に基づき関係機関が実施した放射線モニタリングの結果について、確認及び解析を実施し、その結果を毎週同委員会のホームページに公表している(表6)。特に、海域のモニタリングについては、原子力規制委員会は、平成 25 年9月に「海洋モニタリングに関する検討会」を立ち上げ、これまで4回にわたって、モニタリング強化等の検討を行っている。平成 25 年 11 月には、国際原子力機関(IAEA: International Atomic Energy Agency)の海洋モニタリングの専門家による視察を受け入れ、原子力規制委員会と日本の関係機関は放射線レベルを監視するための包括的なモニタリングプログラムを策定していること等の評価がなされた。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応については、後述の提言4-3)への対応に関する該当箇所を参照。

表6 総合モニタリング計画に基づく主なモニタリング体制(平成 26 年4月1日以降)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・全国的な環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、各都道府県等】・福島県全域の環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県等】・水環境【環境省、福島県】・海域モニタリング【原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県等】・学校、保育所等のモニタリング【原子力規制委員会、文部科学省、福島県等】・港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング【国土交通省、自治体等】・自然公園等、廃棄物のモニタリング【環境省、福島県、自治体等】 |
|---|

- ・農地土壌、林野、牧草等のモニタリング【農林水産省、都道府県等】
- ・水道のモニタリング【厚生労働省、自治体等】
- ・食品のモニタリング【厚生労働省、農林水産省、各都道府県等】

【平成 26 年度に講じた主な措置】

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、前年度に引き続き、「総合モニタリング計画」(平成 23 年8月2日モニタリング調整会議決定、平成 26 年4月1日改定)に基づき、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力(株)福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング、全国的な空間線量率等のモニタリング等を実施し、解析結果を、毎週公表している(表7)。

表7 総合モニタリング計画に基づく主なモニタリング体制(平成 26 年4月1日以降)

- ・全国的な環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、地方公共団体】
- ・福島県全域の環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、原子力災害対策本部、地方公共団体等】
- ・水環境のモニタリング【環境省、地方公共団体】
- ・海域モニタリング【原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、地方公共団体等】
- ・学校、保育所等のモニタリング【原子力規制委員会、文部科学省、地方公共団体】
- ・港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング【国土交通省、地方公共団体等】
- ・自然公園等、廃棄物のモニタリング【環境省、地方公共団体等】
- ・農地土壌、林野、牧草等のモニタリング【農林水産省、地方公共団体等】
- ・水道のモニタリング【厚生労働省、原子力災害対策本部、地方公共団体】
- ・食品のモニタリング【厚生労働省、農林水産省、地方公共団体等】

【平成 27 年度に講じた主な措置】

《放射線モニタリング》

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、前年度に引き続き、「総合モニタリング計画」(平成 23 年8月2日モニタリング調整会議決定、平成 27 年4月1日改定)に基づき、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力(株)福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング、全国的な空間線量率等のモニタリング等を実施し、解析結果を、毎週公表している(表 8)。

表 8 総合モニタリング計画に基づく主なモニタリング体制(平成 26 年4月1日以降)

<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、地方公共団体】 ・福島県全域の環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、原子力災害対策本部、地方公共団体等】 ・水環境のモニタリング【環境省、地方公共団体】 ・海域モニタリング【原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、地方公共団体等】 ・学校、保育所等のモニタリング【原子力規制委員会、文部科学省、地方公共団体】 ・港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング【国土交通省、地方公共団体等】 ・自然公園等、廃棄物のモニタリング【環境省、地方公共団体等】 ・農地土壌、林野、牧草等のモニタリング【農林水産省、地方公共団体等】 ・水道のモニタリング【厚生労働省、原子力災害対策本部、地方公共団体】 ・食品のモニタリング【厚生労働省、農林水産省、地方公共団体等】
--

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《放射線モニタリング》

平成 27 年度第 55 回原子力規制委員会(平成 28 年 2 月 10 日)での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、平成 28 年 11 月 18 日に結果を公表した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【平成 29 年度に講じた主な措置】

《放射線モニタリング》

平成 29 年度第 59 回原子力規制委員会(平成 30 年1月 17 日)において帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングの結果を報告し、公表した。

また、平成 29 年度第 74 回原子力規制委員会(平成 30 年3月 20 日)において、福島県内のモニタリング結果等を整理し、福島県及び県内市町村の意見を踏まえた上で、リアルタイム線量測定システムの配置について以下のとおり見直しを行うこととした。

①避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村外のリアルタイム線量測定システムは、空間線量率が十分に低く安定している地点を対象に、原則、空間線量率の低いものから順に撤去する。

②各市町村から撤去順の変更等について要望があれば、個別に協議する。

③撤去したリアルタイム線量測定システムは、モニタリングポストの設置要望のある避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村内の施設への移設等に活用する。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【平成30年度に講じた主な措置】

《放射線モニタリング》

平成30年度においても帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、その結果を公表した。

また、平成29年度第74回原子力規制委員会(平成30年3月20日)において決定した「リアルタイム線量測定システムの配置の見直し」についての住民説明会を、開催の要望があった福島県内の15市町村(只見町、喜多方市、金山町、会津若松市、郡山市、三春町、須賀川市、福島市、大玉村、中島村、白河市、いわき市、南会津町、二本松市、国見町)で実施した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《放射線モニタリング》

令和元年度においても帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施した。

また、令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)において、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針として、福島県内の避難指示・解除区域市町村以外の地域に配置しているリアルタイム線量測定システムについては、当面、存続させることを基本とし、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら配置の適正化を図ることを決定した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《放射線モニタリング》

「総合モニタリング計画」(平成 23 年8月2日モニタリング調整会議決定、令和2年4月1日改正)に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を四半期ごとに公表した。また、令和2年度においても帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施した。

(関連白書等:原子力規制委員会年次報告)

提言3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域(計画的避難区域を含む。)について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)に基づき、警戒区域及び避難指示区域の見直しを実施している。

これまでの避難指示区域(①東京電力福島第一原子力発電所から半径 20km の域及び②半径 20km 以遠の計画的避難区域)について、県、市町村など関係者との協議を踏まえ、線量に応じた3つの区域に再編することとしている(表 9)。

現在、10 市町村において区域見直しを決定したところであり、残り1町について区域見直しに向けた調整を行っている。また、避難指示の解除に向け、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置の具体化についても、原子力災害対策本部で議論を行い、年内を目途に一定の見解を示すこととしている。

表 9 再編後の 域及び 域見直しを決定した市町村(平成 25 年5月7日現在)

[再編後の区域]		
・避難指示解除準備区域:年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。		
・居住制限区域:現時点からの年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難を継続することを求める地域。		
・帰還困難区域:5年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。		
[区域見直しを決定した市町村(日付は実施日)]		
平成 24 年	4月 1日	川内村、田村市
	4月 16日	南相馬市
	7月 17日	飯舘村
	8月 10日	楡葉町
	12月 10日	大熊町
平成 25 年	3月 22日	葛尾村

3月 25 日	富岡町
4月 1 日	浪江町
5月 28 日	双葉町

避難指示区域の見直しに伴い、平成 24 年 10 月に精神的損害、就労不能損害等の包括請求方式の受付開始、同年 12 月に事業用資産、平成 25 年 3 月に宅地・建物・家財の賠償受付を開始した。現在、田畑や山林、自治体向けの賠償等の賠償基準の策定について、関係自治体と調整を行っている。引き続き、帰宅又は移転を希望する被害者に対して賠償で差を設けない枠組みとし、それぞれの選択に資する賠償を進めていくこととしている。

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づき、国が除染を実施する除染特別地域においては、対象となる 11 市町村(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域)のうち、平成 25 年 5 月時点で 9 市町村(田村市、南相馬市、檜葉町、川内村、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町及び大熊町)において特別地域内除染実施計画を策定し、田村市、檜葉町、川内村、飯館村、川俣町及び葛尾村について本格的な除染作業を実施している。計画が未策定の 2 町においても、今後、計画策定に向けて町との調整を進め、除染の実施につなげることとしている。汚染状況重点調査地域においては、市町村において除染実施計画を策定し除染を実施する区域(8 県 101 市町村)について、順次計画を策定し(平成 25 年 3 月 29 日現在 8 県 94 市町村)、国、都道府県、市町村等は、その計画に基づいて、除染等の措置を実施している。

また、平成 24 年 1 月の放射性物質汚染対処特措法の全面施行に伴い、福島県等における除染等を推進するため、福島県に福島環境再生事務所を開設し、同年 4 月には環境省本省等も含めて 500 人規模の体制を確立した。特に福島県における除染の加速化に向けて、判断基準の明確化による福島環境再生事務所への権限委譲や適正な除染推進のための取組などを進めている。今後、除染等の推進に伴い発生する除去土壌等の仮置場の確保や安全な処理に向けた方策が必要であり、そのための措置を推進することとしている。

福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 7 条第 1 項の規定により、福

島県知事の申出に基づき、「避難解除等区域復興再生計画」を平成 25 年3月 19 日に策定した。本計画は、「福島復興再生基本方針」(平成 24 年7月 13 日閣議決定)に則して、避難解除等区域の復興・再生を推進するために、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を定めたものであり、復興・再生のための取組を示すこと等を通じて、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業等に提供することとしている。また、住民の帰還及び生活の再建や産業再生等を円滑に進めるため、復旧、復興及び再生の取組を、国、福島県及び市町村が共有し、連携しながら計画的に実施していく方針である。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域(計画的避難区域を含む。)について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)に基づき、避難指示区域の見直しを実施し、警戒区域を解除するとともに、平成 25 年8月8日までに 11 市町村全てで避難指示区域を三つの区域(避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域)に再編した。

その後、平成 25 年 12 月 20 日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(表 10)を閣議決定し、帰還に向けた取組の拡充と、新たな生活の開始に向けた支援の拡充の両面から福島の復興・再生を支援することとした。この方針においては、避難指示解除準備区域や居住制限区域を中心に、線量水準に応じた健康管理や防護措置を具体化・強化するとともに、帰還困難区域をはじめとした地域については、住民の方々の意向も踏まえ移転先、移住先での新しい生活を始めるために必要な追加賠償も行うこととするなど、両面での支援を充実することとした。

表 10 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」ポイント

【福島再生に向けた政府の取組み方針】

1 早期帰還支援 1 市町村の避難指示 域の見直し及び解除について(平成 26 年4月1日現在)

援と新生活支援の両面で福島を支える

2. 福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取組を強化する

3. 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する(国と東京電力(株)の役割分担)

このような方針を踏まえ、平成 26 年 3 月 10 日の原子力災害対策本部において初の避難指示区域の解除(田村市)の決定を行い、平成 26 年 4 月 1 日に施行した。引き続き、他の市町村についても避難指示区域の解除に向けた調整を行っていくこととしている(表 11)。

表 11 市町村の避難指示 域の見直し及び解除について(平成 26 年 4 月 1 日現在)

[新たな避難指示区域 (平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)]		
<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除準備区域:年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。 ・居住制限区域:現時点からの年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難を継続することを求める地域。 ・帰還困難区域:事故後6年を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。 		
※基準となる年間積算線量は、すべての市町村において平成 24 年 3 月 31 日時点のもの		
[区域見直しを決定した市町村(日付は実施日)]		
平成 24 年	4 月 1 日	田村市、川内村
	4 月 16 日	南相馬市
	7 月 17 日	飯舘村
	8 月 10 日	楡葉町
	12 月 10 日	大熊町
平成 25 年	3 月 22 日	葛尾村
	3 月 25 日	富岡町
	4 月 1 日	浪江町
	5 月 28 日	双葉町
	8 月 8 日	川俣町
[避難指示区域の解除の要件 (平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)]		
①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること		
②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること		
③県、市町村、住民との十分な協議		
[避難指示区域の解除を決定した市町村(日付は施行日)]		

帰還困難区域の今後の取扱いについては、①除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、②今後の住民の方々の帰還の意向、③将来の産業ビジョン、④復興の絵姿等を踏まえ、政府全体として、地元と共に検討を深めていくこととしている。

原子力損害賠償に関しては、賠償基準の策定が順次行われており、平成 25 年 12 月 6 日には、田畑に係る賠償の受付が開始された。また、同 20 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」、及び同 26 日に原子力損害賠償紛争審査会において策定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」において、生活の再建に必要な賠償の考え方が新たに示された。これらの考え方を受けて、平成 26 年 3 月 26 日、移住を余儀なくされた方への一括の精神的損害賠償を4月から受付開始することや、避難指示解除後の早期の帰還に伴う追加的費用に係る賠償（早期帰還者賠償）を今後実施すること等が、東京電力(株)より発表された。現在、住居確保に係る損害賠償や山林の賠償について、詳細な基準の検討が行われているところであり、引き続き、被害者の実態に沿った賠償を進めていくこととしている。

平成 23 年3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）等に基づき、国が直轄で除染を実施する除染特別地域³については、10 市町村（田村市、檜葉町、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、大熊町、富岡町）において除染実施計画を策定し、作業を実施している。そのうち、田村市、檜葉町、大熊町、川内村及び常磐自動車道については、計画⁴に基づく除染が終了した。今後は、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行うこととしている。また、平成 25 年 12 月に、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町及び富岡町について、個々の市町村の状況に応じ、除染実施計画を見直

³ 田村市、檜葉町、川内村、飯舘村、南相馬市、葛尾村、川俣町、浪江町、大熊町、富岡町、双葉町の 11 市町村の環境大臣が指定した地域

⁴ 現在の特別地域内除染実施計画では、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心とした地域を対象としている。

した。

今後とも、復興の動きと連携し、作業の加速化・円滑化を図り、可能な限り、工期を短縮化し、工程管理を徹底するとともに、進捗状況の見える化に努めることとしている。

また、福島県内で発生した除染に伴う土壌や廃棄物等の中間貯蔵施設の整備については、中間貯蔵施設の設置候補地におけるボーリング調査や学識経験者からなる検討会を開催し、中間貯蔵施設の施設の安全性に関する考え方や環境保全の措置等について検討を行った。それらの結果を踏まえ、平成 25 年 12 月に、環境・復興両大臣から福島県並びに檜葉町、富岡町、大熊町及び双葉町に対して、中間貯蔵施設の設置等の案を提示し、受入れを要請した。この案について、平成 26 年 2 月に福島県知事から、地元の総意として中間貯蔵施設については、大熊町及び双葉町に集約すること等の見直しの申入れを受けたことから、国として慎重に検討し、平成 26 年 3 月に両大臣から、中間貯蔵施設の計画面積を変えないことなく、大熊町及び双葉町に集約するなど回答した。今後とも、平成 27 年 1 月の搬入開始に向け、政府一丸となって全力で取り組むこととしている。

また、福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 7 条第 1 項の規定により、福島県知事の申出に基づき、「避難解除等区域復興再生計画」を平成 25 年 3 月 19 日に策定した。本計画は、「福島復興再生基本方針」(平成 24 年 7 月 13 日閣議決定)に則して、避難解除等区域の復興・再生を推進するために、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を定めたものであり、復興・再生のための取組を示すこと等を通じて、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業等に提供することとしている。なお、現在、避難指示区域の見直し等を踏まえ、「避難解除等区域復興再生計画」の改定に向けた作業を実施中である。

さらに、平成 25 年 10 月 11 日、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等の施策の推進に関する法律(平成 24 年法律第 48 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく基本方針を閣議決定した。本基本方針に定める被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項等に基づき、避難指示区域外から避難した住民に対する支援を含め、被災者生活支援等施策を実施中である。

【平成 26 年度に講じた主な措置】

避難指示の解除は、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見

直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)に基づき、空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であり、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、住民との十分な協議を踏まえて決定されるものである。

田村市と川内村において、市村役場との対話や住民との意見交換会で出された要請等を踏まえ、様々な復興対策を行い、これらの要件が満たされたことから、平成 26 年 4 月 1 日に田村市で、平成 26 年 10 月 1 日に川内村で避難指示解除準備区域の避難指示解除を実施した。

また、川内村においては、居住制限区域についても、平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、空間線量率が 20 ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認されたことから、平成 26 年 10 月 1 日に、避難指示解除準備区域への見直しを実施した。

さらに、南相馬市における特定避難勧奨地点⁵について、平成 24 年 3 月 30 日に原子力災害対策本部で決定された特定避難勧奨地点の解除の要件である解除後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確認されたことから、平成 26 年 12 月 28 日に、解除を行った。今後も、条件が満たされた地域から避難指示の解除を実施していく。

原子力損害賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力(株)が賠償を実施している。平成 26 年度においては、中間指針第四次追補(平成 25 年 12 月 26 日決定)に基づき、平成 26 年 4 月 14 日から移住を余儀なくされた方への一括の精神的損害賠償、同年 7 月 23 日から住居確保に係る損害賠償の受付を開始している。同年 9 月 18 日から宅地又は田畑以外の土地及び立木の賠償、平成 27 年 2 月 25 日に、個別評価による家財賠償等の受付を開始している。現在、平成 27 年 3 月以降の営業損害賠償について、地元関係者の御意見を踏まえ、検討を行っている。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおいては、被害者からの申立てを受け東京電力(株)との間の和解を仲介してきている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平

⁵ 避難指示区域の外側でスポット的に年間積算線量が 20mSv を超えると推定される地点

成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)等に基づき、国が直轄で除染を実施する除染特別地域⁶については、11 市町村全てにおいて除染実施計画を策定した。平成 26 年度までに、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町の全体並びに葛尾村及び川俣町の宅地部分並びに常磐自動車道については、計画⁷に基づく除染が終了し、飯館村の宅地部分でもおおむね終了した。今後は、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行うこととしており、その旨の説明を地元にも行っている。川俣町及び葛尾村の宅地以外、南相馬市、飯館村、浪江町、富岡町並びに双葉町については、計画に基づき除染作業を実施しており、今後とも、復興の動きと連携し、除染の加速化及び円滑化を図り、可能な限り工期を短縮化し、工程管理を徹底するとともに、進捗状況の可視化に努めることとしている。汚染状況重点調査地域(8 県 99 市町村)については、市町村において除染実施計画を策定(8 県 94 市町村で策定済み)し除染などの措置を実施しており、国は、財政的措置はもとより、技術的支援を行っているところであり、引き続き着実に取組を行っていく。また、除染の加速化や除染で生じる除去土壌等の減容等の推進のために、技術実証事業の公募を実施しており、新技術について効果の評価を行っている。平成 26 年度は、除去土壌等の減容化関連等合計 10 件を対象にして技術実証及び評価を実施しており、これまでも有 と認められた新技術については、実際の除染現場で活用されている。

福島県内の除染に伴い生じた除去土壌等の中間貯蔵施設の整備については、平成 26 年 5 月から同年 6 月にかけて実施した住民説明会の意見等を踏まえ、同年 7 月から同年 8 月にかけて、福島県並びに大熊町及び双葉町に財政措置を含む国の考え方の全体像を提示した。これを受けて、同年 9 月に福島県知事より施設の建設受入れを容認する旨、大熊及び双葉両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達された。同時に、搬入開始に当たっては 5 つの項目⁸の確認を求められた。同年 9 月から 10 月にかけて、施設予定地の地権者を対象にした説明会を合計 12 回開催した。

これら 5 項目の確認事項については、中間貯蔵開始後 30 年以内の県外最終処分

⁶ 田村市、楡葉町、川内村、飯館村、南相馬市、葛尾村、川俣町、浪江町、大熊町、富岡町、双葉町の 11 市町村の環境大臣が指定した地域

⁷ 現在の特別地域内除染実施計画では、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心とした地域を対象としている。

⁸ 5 項目の確認事項

1. 県外最終処分の法案の成立
2. 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
3. 国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化
4. 施設及び輸送に関する安全性
5. 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意

の法制化等を規定する日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)が平成26年11月に成立し、同年12月に施行された。また、関係自治体等から構成される輸送連絡調整会議における意見を踏まえ、同年11月に輸送基本計画を取りまとめ、同計画に基づき作成された輸送実施計画を平成27年1月に取りまとめ公表した。また、新規かつ追加的な財政措置については、中間貯蔵施設等に係る交付金等を計上した平成26年度補正予算案が平成27年2月に成立した。

平成26年12月に大熊町が、平成27年1月に双葉町が施設の建設受入れを容認した。そして、同年2月に福島県に対し、搬入に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等を説明し、搬入について速やかな判断を頂けるようお願いした。同年2月25日には、福島県並びに大熊及び双葉両町から搬入の受入れが国に伝達され、福島県、大熊町、双葉町及び環境省の間で安全協定を締結した。同時に、両町から搬入開始を同年3月12日以降にすること等について申入れがあり、この申入れを重く受け止め、同年3月13日には大熊町、同年3月25日には双葉町、同年4月10日には田村市の仮置場からそれぞれパイロット輸送による搬入を開始した。

また、今後の課題としては、地権者へのより一層丁寧な説明など用地取得に向けた取組、施設の着実な整備、安全かつ確実な輸送の実現と生活環境の保全などの周辺対策、最終処分に向けた必要な措置の着実な実施等が挙げられる。

また、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第7条第1項の規定により、福島県知事の申出に基づき、「避難解除等区域復興再生計画」を平成26年6月20日に改定した。本計画は、「福島復興再生基本方針」(平成24年7月13日閣議決定)に則して、避難解除等区域の復興及び再生を推進するために、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を定めたものであり、復興及び再生のための取組を示すこと等を通じて、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民、企業等に提供することとしている。

さらに、平成25年10月11日、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第5条第1項の規定に基づく基本方針を閣議決定した。本基本方針に定める被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項等に基づき、避難指示区域外から避難した住民に対する支援を含め、被災者生活支援等施策を実施中である。

【平成 27 年度に講じた主な措置】

《避難指示区域の見直し》

避難指示解除は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)に基づき、①空間線量率から推定された年間積算線量が 20 mSv 以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議を実施すること、の3つを踏まえて決定されるものである。

田村市、川内村及び檜葉町において、市町村役場との意見交換や住民との対話で出された意見等を踏まえ、様々な復興対策を行い、平成 26 年 4 月 1 日に田村市で、年 10 月 1 日に川内村の一部で、平成 27 年 9 月 5 日に檜葉町で避難指示解除準備区域の避難指示解除を実施した。

今後も、条件が満たされた地域から避難指示の解除を実施していく。

また、帰還困難区域の今後の取扱いについては、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていく。

《賠償》

原子力損害賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力(株)が賠償を実施しており、平成 28 年 3 月 25 日現在で、約 5 兆 9,722 億円の支払が行われている。

平成 27 年度においては、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(平成 27 年 6 月 12 日閣議決定)を踏まえ、東京電力(株)は、避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償について、早期に避難指示が解除された場合においても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた避難指示解除準備区域・居住制限区域全体としての環境整備が必要となる点を踏まえ、解除の時期にかかわらず、事故から 6 年後(平成 29 年 3 月)に避難指示が解除される場合と同等の支払を行うこととし、同年 8 月より追加賠償の受付を開始した。また、東京電力(株)は、避難指示区域内外の商工業等に係る新たな営業損害賠償についても、同閣議決定を踏まえ、同年 8 月より受付を開始した。

平成 26 年 7 月から受付を開始している住居確保に係る損害賠償については、原子

力損害賠償紛争審査会(平成 28 年1月 28 日開催)において住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価が見直されたことを踏まえ、東京電力(株)は、住居確保にかかる費用の賠償における賠償上限金額の見直しを行った。

《除染》

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)等に基づき、国が直轄で除染を実施する除染特別地域⁹については、11 市町村全てにおいて除染実施計画を策定した。平成 28 年3月末時点で、田村市、大熊町、楡葉町、川内村、葛尾村、川俣町及び双葉町について、同計画に基づく面的除染が完了した。今後は、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行うこととしており、その旨の説明を地元にも行っている。南相馬市、富岡町、浪江町及び飯館村については、計画に基づき除染作業を実施しており、今後とも、復興の動きと連携し、除染の加速化及び円滑化を図り、可能な限り工期を短縮化し、工程管理を徹底するとともに、進捗状況の可視化に努めることとしている。市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域については、8県 93 市町村において、除染実施計画に基づき、作業が進められているところ。そのうち子供の生活環境を含む公共施設等については、福島県内で約9割、福島県外ではほぼ完了となり、予定した除染が完了に近づいている。国は、財政的措置はもとより、技術的支援を行っているところであり、引き続き着実に取組を行っていく。

これらの取組を踏まえ、国直轄除染、市町村除染ともに除染実施計画に基づく面的除染を平成 29 年3月までに完了させるべく、自治体とも連携して全力で取り組んでいく。

また、除染を含めた帰還困難区域の今後の取扱いについては、前述のとおり政府全体の方針として、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていくこととしている。ただし、復旧・復興のために特に必要性の高い広域的インフラや復興拠点については、個別に除染を実施しており、例えば、これまでに常磐自動車道の除染を実施・完了したほか、大熊町の下野上地 において除染を実施中であり、また双葉町の双葉駅西地区について除染の実施に向けた事前調査に着手した。

⁹ 田村市、楡葉町、川内村、飯館村、南相馬市、葛尾村、川俣町、浪江町、大熊町、富岡町、双葉町の 11 市町村の環境大臣が指定した地域

森林については、平成 28 年 3 月に、除染に加え、森林整備等の関係省庁の取組により、住居周辺の里山の再生や、奥山等の林業の再生を進める「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめた。

《中間貯蔵》

福島県内の除染に伴い生じた土壌等の中間貯蔵施設については、必要な用地の取得の加速化が重要な課題である。施設整備に必要な用地を取得するため、国として連絡先を把握している全ての地権者に連絡を取り、個別訪問等による丁寧な説明を行うとともに、その了解を得て物件調査を行い、その結果に基づいて順次、補償額の算定作業と提示を進めている。また、連絡先不明の地権者についても、戸籍簿等による調査を進めている。さらに、平成 27 年 11 月に、用地取得を促進するため「地権者説明の加速化プラン」を取りまとめ、現在の作業状況と補償額の提示の見通しを地権者へお知らせしたほか、補償額の算定作業のスピードアップ、連絡先不明の地権者への新聞広告を通じた働きかけや職員の増員などの体制の強化を行った。

中間貯蔵施設への除染土壌等の搬入については、安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、福島県内 43 市町村から、概ね 1 年程度かけてそれぞれの現地状況に応じて約 1,000m³ 程度ずつ輸送するパイロット輸送を平成 27 年 3 月から実施し、平成 28 年 3 月にはその検証結果を反映した輸送実施計画を策定した。今後、さらなる道路交通対策の適切な実施や、輸送管理等を行うための総合管理システムの改善・拡張等の具体的な改善策を、段階的な輸送量の増加に応じて、継続的に講じ、安全かつ確実な輸送を実施していくこととしている。

今後、平成 28 年 2 月に公表した「平成 28 年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、①平成 28 年度から本格施設の整備に着手し、用地取得を加速化して施設を順次、拡張・展開していくこと、②平成 28 年度から段階的に輸送量を増加していくこととしている。

さらに、同年 3 月には、「当面 5 年間の見通し」を公表したところであり、この見通しでは、用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより、平成 32 年度までに、650～1,150ha 程度の用地を確保し、500 万～1,250 万 m³ 程度の除染土壌等を搬入できる見通しとしており、この見通しに沿って取組を進めることによって、少なくとも、学校や住宅などで現場保管されている除染土壌等に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指し、さらに、用地取得等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染土壌等に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指すこととしている。

また、中間貯蔵施設に搬入した除染土壌等の処理に当たっては、除去土壌等の減容・再生利用のための技術の開発と活用により、再生利用可能な土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量を減らすことが重要である。このため、平成 27 年 7 月に有識者からなる「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」を立ち上げ、①除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発戦略、及び 除去土壌等の再生利用に向けた技術的課題や促進策等について検討を行った。この検討会の検討結果を受け、平成 28 年 4 月、技術開発・実証、再生利用の推進等を内容とする「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめた。

《復興支援》

平成 27 年 5 月 7 日に施行された改正福島復興再生特別措置法により、用地買収方式により新市街地を整備する一団地の復興再生拠点整備制度の創設等、帰還を希望する住民の円滑な帰還に資する措置が講じられた。

さらに、平成 27 年 8 月 25 日、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成 24 年法律第 48 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく基本方針の変更を行い、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにした。本基本方針に定める被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項等に基づき、避難指示区域外から避難した住民に対する支援を含め、被災者生活支援等施策を実施中である。

また、被災事業者の事業再開等の支援のため、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて(福島復興指針)」改訂(平成 27 年 6 月 12 日閣議決定)に基づき、同年 8 月 24 日に、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設した。官民合同チームは、避難指示の対象である 12 市町村の被災事業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施している。

官民合 ームの訪問結果を踏まえ、官民合 ームの専門家による相談体制の強化、中小事業者への設備投資等の支援を図るため、平成 27 年度補正予算で 228 億円を計上するとともに(「原子力災害による被災事業者の自立支援事業」平成 28 年 1 月 20 日成立)、人材確保のためのマッチングなどについて、平成 28 年度予算で 13 億円を計上した。

福島浜通り地域における地域再生の実現を 指し、新技術や新産業を生み出し、

働く場を創出する「イノベーション・コースト構想」を推進している。平成 27 年 6 月には、それまでの議論を整理し、各プロジェクトの概要及び目標スケジュール、構想実現に向けた考え方を取りまとめた。これに沿って、平成 27 年 10 月には、廃炉措置に必要な技術を実証する「楡葉遠隔技術開発センター」の開所式を開催するなど、構想の具体化は着実に進んでいる。また、無人航空機や災害対応ロボット等の実証を行うロボットテストフィールドや、ロボット技術等の共同利用施設の整備等、イノベーション・コースト構想の重点分野を対象とした地域振興に資する実用化開発等を支援するため、平成 28 年度予算として計 145 億円を計上した。

加えて、イノベーション・コースト構想における新エネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を推進するため、平成 28 年 3 月に官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」を開催し、構想の具体化・実現に向けた検討に着手した。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《除染》

除染特別地域に指定されている福島県内の全 11 市町村では、環境省が除染作業を実施し、平成 29 年 3 月末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域でも住宅や公共施設等、日々の生活の場における除染作業がおおむね完了した。

帰還困難区域については、後述する改正後の福島特措法に基づき、特定復興再生拠点区域復興再生計画という一つの計画の下で、各事業主体が連携して特定復興再生拠点区域における除染・解体とインフラ整備等を一体的に進めることとしている。

森林については、平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省の三省庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林等の除染を実施した。また、里山再生モデル事業について、平成 28 年 9 月と 12 月に計 10 地区をモデル地区として選定した。

《中間貯蔵》

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成 28 年度からは 110 人体制で取組を進め、地権者へ丁寧に説明している。平成 28 年度末までに、774 件、約

376ha について契約に至るなど、着実に進捗してきている。また、平成 28 年 11 月 15 日には受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備に着手した。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成 28 年度は 15 万 m³程度の除去土壌等を輸送することを目標として中間貯蔵施設への搬入を行った。これに加えて、大熊町及び双葉町の協力を得て、福島県内の学校等の現場に保管されている除去土壌等について、両町の町有地を活用した保管場へ輸送を進めた結果、同年度末までに累計で約 23 万 m³の除去土壌等を搬入した。

平成 28 年 12 月 9 日には、「平成 29 年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①平成 29 年度は約 50 万立方メートル程度の除去土壌等を輸送し、とりわけ学校などに保管されているものは優先的に輸送する、②地権者への丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む、③平成 29 年秋頃を目処に土壌貯蔵施設での貯蔵を開始するとともに、平成 30 年度の輸送量に対応する施設を着工する等の方針を公表した。

《避難指示区域の見直し》

避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成 26 年 4 月 1 日に田村市、同年 10 月 1 日に川内村の一部、平成 27 年 9 月 5 日に檜葉町において避難指示を解除したことに続き、平成 28 年 6 月 12 日に葛尾村、6 月 14 日に川内村の残り全て、7 月 12 日に南相馬市、平成 29 年 3 月 31 日に飯舘村、川俣町、浪江町、同年 4 月 1 日に富岡町において避難指示を解除した。

帰還困難区域については、平成 28 年 8 月 31 日に復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合で「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点(以下「特定復興拠点」という。)の整備等について、基本的な考え方を示した。

この考え方を具体化するため、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、特定復興拠点を整備する計画を県と協議した上で市町村が策定し、国の認定を受けた場合、一団地の復興再生拠点整備制度や道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例を特定復興拠点においても活用できるようにする等の方針を示し、その実現に必要な措置を盛り込んだ福島特措法改正法案を第 193 回国会に提出した。加えて、平成 29 年度から、特定復興拠点の復興事業に要する予算・税制等の措置を講ずることとした。

《賠償》

原子力損害賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 29 年3月 24 日時点で、約7兆 0,107 億円の支払が行われている。

東京電力は、平成 29 年1月以降の農林業賠償に係る取扱いについて、損害がある限り賠償するという方針の下、①避難指示区域内においては、年間逸失利益の3倍相当額を賠償し、その後も事故との相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業者の意見も踏まえた方式で適切に賠償する旨、②避難指示区域外においては、1年間を目途に現行の風評賠償を継続し、平成 30 年以降の具体的な在り方について、農林業者の意見も踏まえた上で、平成 29 年末までに確定させ、平成 30 年から適用する旨を決定した。

東京電力は、平成 26 年7月から受付を開始している住居確保に係る損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会(平成 29 年1月 31 日開催)において住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価が見直されたことを踏まえ、住居確保にかかる費用の賠償における賠償上限金額の見直しを行った。

《復興支援》

前述したとおり、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備等の必要な措置を福島特措法改正法案に盛り込んだ。

官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災 12 市町村のまち機能の強化に向けて、新規創業等への支援を図るため、平成 28 年度第2次補正予算において「原子力災害被災地域における創業等支援事業」に 1.5 億円を計上するとともに、被災事業者の自立等支援事業を継続するため、平成 29 年度予算においても 54 億円を計上した。

また、官民合 ーチームの体制を強化するため、中核である公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員を派遣できるようにするなどの措置を福島特措法改正法案に盛り込んだ。

福島浜通り地域における地域再生の実現を目指し、新技術や新産業を生み出し、働く場を創出する「福島イノベーション・コースト構想」を推進しており、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点(アーカイブ拠点)、国際産学連 等の各拠点の整備を進めているところである。また、環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化も着実に進んでいる。

ロボット分野では、平成 28 年4月 20 日に、福島県が、無人航空機や災害対応ロボ

ット等の実証を行うロボットテストフィールドを南相馬市及び浪江町に整備することを決定した。また、その整備に向けて、これまで3回にわたって有識者等によるタスクフォースを開催し、各施設・設備に求められる仕様等の詳細検討や基本設計を進めている。また、ロボットテストフィールドの認知度向上に資するイベント開催に対する支援を行っている。

これらの拠点整備に係る予算に加えて、福島イノベーション・コースト構想の重点分野を対象として、地元企業と進出企業の連 による実用化開発を支援するための予算と合わせて、平成 29 年度における同構想関係予算として計 101 億円を計上した。併せて、ロボットやエネルギー等の分野を対象に、進出企業のニーズと地元企業のシーズをマッチングするイベント等を開催した。

さらに、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、福島特措法改正法案に同構想に係る取組も位置付けた。

加えて、福島イノベーション・コースト構想における再生可能エネルギー等のエネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を平成 28 年9月7日に決定した。本構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」実証や、県内におけるスマートコミュニティの構築に向けた取組等を推進するための関係予算として、平成 29 年度予算において計 527 億円を計上した。

(関連白書等:環境白書、エネルギー白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

【平成 29 年度に講じた主な措置】

《除染》

市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、平成 30 年3月 19 日に、全ての市町村で面的除染が完了した。森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林等の除染を実施した。また、里山再生モデル事業について、平成 28 年9月及び 12 月に計 10 地区、平成 30 年3月に4地区をモデル地区として選定した。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備(後述)については、これま

で双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、既に一部の工事に着手するなど、当該計画に沿って、家屋等の解体・除染を進めている。

《中間貯蔵》

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成29年度末までに、1,419件、約874haについて契約に至るなど、着実に進捗してきている。また、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、平成29年10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成29年度は50万 m^3 程度を輸送することを目標として中間貯蔵施設への搬入を行った。その結果、同年度末までに累計で約76万 m^3 の除去土壌等を搬入した。

また、平成29年11月に、「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①平成30年度の輸送量は「当面5年間の見通し」の最大値である180万 m^3 程度とする、②平成31年度も、できる限り最大値(400万 m^3)を目指すなどの方針を公表した。

《避難指示区域の見直し》

避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成29年4月1日までに、大熊町・双葉町を除く全ての避難指示を解除した。

帰還困難区域については、平成29年5月19日に施行された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成29年法律第32号。以下「改正福島特措法」という。)に基づき、5年を目途に、避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点(特定復興再生拠点)を設けることとなった。これにより、特定復興再生拠点における環境整備に関する特定復興再生拠点区域復興再生計画を市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、特定復興再生拠点のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進めることが可能となった。これまでに、双葉町(平成29年9月15日認定)、大熊町(同年11月10日認定)、浪江町(同年12月22日認定)、富岡町(平成30年3月9日認定)の計画について認定を行い、一部では整備を開始した。

《賠償》

原子力損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成30年3月30日時点で、約8兆1,632

億円の支払が行われている。

避難指示区域外の農林業の営業損害賠償等の平成 30 年以降の取扱いについては、平成 29 年 12 月に、東京電力と福島県のJAグループ協議会との間で、新たな算定方式による風評賠償を平成 31 年以降実施することとし、それまでの間は現行の算定方式による風評賠償を継続するという合意がなされた。

また、地方公共団体が所有する財物の賠償については、平成 29 年 9 月 13 日に開催された同審査会において、公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として、「地方公共団体における不動産の賠償について」が取りまとめられたことを踏まえ、平成 30 年 1 月 17 日に開催された同審査会において、東京電力の賠償状況をフォローアップしていくことが確認された。

《復興支援》

官民合同チームの体制強化、福島イノベーション・コースト構想の推進等を盛り込んだ、改正福島特措法が、平成 29 年 5 月に公布・施行された。官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災 12 市町村の被災事業者の自立、まち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、平成 29 年度予算として 54 億円を措置した。また、自立等支援事業において直ちに故郷に帰還して事業を再開することが難しい帰還困難区域の事業者を対象とした支援内容の拡充や被災 12 市町村のまちづくりの促進に向けた支援を新たに行うこととした。

また、福島県における営農再開を加速させるため、平成 29 年 4 月から、官民合同チーム営農再開グループに担当課を設けて、農業者訪問担当員を拡充し、平成 28 年度に実施した認定農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明を行っている。

さらに、官民合同チームの体制を強化するため、中核である公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員を派遣できるようにするなどの措置を改正福島特措法に盛り込み、平成 29 年 7 月から経済産業省及び農林水産省の職員を派遣している。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、平成 29 年 7 月に、関係閣僚会議を開催するとともに、関係省庁、関係自治体等が参画し、同構想の推進に関する基本的な方針を共有するため、同年 11 月に、「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に創設した分科会を開催するなど、推進体制を強化した。

また、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、平成 29 年度の同構想の

関連予算として計 101 億円を措置するとともに、平成 30 年度予算では、拠点の整備や、地元企業と進出企業が連携して取り組む実用化開発等に加え、構想の具体化に向けた関連プロジェクトの創出や関係主体間の連携促進等を支援するため、計 135 億円を計上した。あわせて、医療機器、ロボットや廃炉・放射線の分野を対象に、進出企業のニーズと地元企業のシーズをマッチングするイベント等を開催した。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・ び」、「使う」実証や、県内におけるスマートコミュニティの構築に向けた取組等を推進するための関係予算として、平成 29 年度予算において計 527 億円を措置するとともに、平成 30 年度予算として計 638 億円を計上した。

(関連白書等:環境白書、エネルギー白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

【平成 30 年度に講じた主な措置】

《除染》

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の6町村で特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、当該計画に沿って、6町村において家屋等の解体・除染を実施している。

森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の対象として、平成 30 年3月までに選定した 14 地区(川俣町、広野町、川内村、葛尾村、相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町、飯舘村、田村市、南相馬市、檜葉町、大熊町)のうち、平成 29 年度までに7地区、平成 30 年度には新たに5地区で除染作業に着手した。

《中間貯蔵》

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、平成 30 年度末までに、1,689 件、約 1,114ha について契約に至るなど、着実に進捗してきている。また、平成 29 年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、同年 10 月には分別した土壌の貯蔵を開始した。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成 30 年度は 180 万 m³程度を輸送することを目標として中間貯蔵施設への搬入を行った。その結果、同年度末ま

でに累計で約 262 万 m³の除去土壌等を搬入した。

また、平成 30 年 12 月に、「2019 年度の間蔵貯蔵施設事業の方針」として、①令和 3 年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の搬入のおおむね完了を目指す、これに向けて、令和元年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、400 万 m³程度を輸送するなどの方針を公表した。

福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に基づいて、福島県内で除去土壌の再生利用実証事業を実施するなど着実に取組を進めている。

《避難指示区域の見直し》

避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成 29 年 4 月 1 日までに、大熊町・双葉町を除く全ての避難指示を解除した。また、大熊町においても、平成 31 年 3 月 26 日に、国・福島県・同町で避難指示解除に係る協議を行い、同町の居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示を平成 31 年 4 月 10 日に解除することに合意した。

帰還困難区域については、平成 29 年 5 月 19 日に施行された改正福島特措法に基づき、5 年を目途に、避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点を設定することとなった。これにより、特定復興再生拠点における環境整備に関する特定復興再生拠点区域復興再生計画を市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、特定復興再生拠点のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進めることが可能となった。これまでに、双葉町(平成 29 年 9 月 15 日認定)、大熊町(同年 11 月 10 日認定)、浪江町(同年 12 月 22 日認定)、富岡町(平成 30 年 3 月 9 日認定)、飯館村(同年 4 月 20 日認定)、葛尾村(同年 5 月 11 日認定)の計画に基づき、6 町村の特定復興再生拠点において整備を開始した。

《賠償》

原子力損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、平成 31 年 3 月 29 日時点で、累計約 8 兆 9,620 億円の支払が行われている。

避難指示区域外の農林業の営業損害賠償等の平成 30 年以降の取扱いについては、平成 30 年 8 月に、東京電力と福島県の JA グループ協議会との間で、継続して検

討していた項目について合意に至り、新たな算定方式による風評賠償を平成 31 年以降実施することとなった。

また、地方公共団体が所有する財物の賠償については、平成 29 年9月 13 日に開催された同審査会において、公共財物賠償が円滑に行われるための基本的な考え方として、「地方公共団体における不動産の賠償について」が取りまとめられた。東京電力は同審査会において示された考え方を踏まえ、平成 30 年3月に賠償方針を示し、同年4月から請求の受付を開始しており、同審査会において、東京電力の賠償状況をフォローアップしている。

《復興支援》

官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災 12 市町村の被災事業者の自立、まち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、平成 30 年度予算として約 16 億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支援を被災 12 市町村すべてで実施した。

なお、官民合同チームは、平成 31 年3月末までに約 5,200 の事業者及び約 1,500 の農業者を個別訪問した。

福島イノベーション・コースト構想については、具体的な取組を盛り込んで福島県が策定した重点推進計画を、平成 30 年4月に内閣総理大臣が認定した。

同年7月には、「福島ロボットテストフィールド」の一部開所や、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設が始まるなど、具体的な取組が進展している。

同年 12 月には、「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置されている分科会を開催し、自立的・持続的な産業発展に向けた「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」について議論を開始し、平成 31 年3月には、同協議会において、同青写真の骨子案を提示して議論を深めた。

また、同構想を推進する中核的な組織として福島県が設立した一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構は、順次体制を強化しており、平成 31 年1月から公益財団法人として活動している。同機構は、平成 30 年 10 月に、公益社団法人福島相双復興推進機構と同構想の推進に関する連携協定を締結し、進出企業と地元企業とのマッチングや地元企業の実用化開発の支援等に取り組んでいる。

さらに、同構想の実現に向けた関連予算として、平成 30 年度予算において計 135 億円を措置するとともに、令和元年度予算では計 126 億円を計上している。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・ び」、「使う」実証や、県内におけるスマートコミュニティの構築に向けた取組等を推進するための関係予算として、平成 30 年度予算において計 638 億円を措置するとともに、令和元年度予算では計 673 億円を計上している。

(関連白書等:環境白書、エネルギー白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《除染》

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の6町村で特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、当該計画に沿って、全ての町村において家屋等の解体・除染を実施している。

森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の対象として、平成 30 年3月までに 14 地区(川俣町、広野町、川内村、葛尾村、相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町、飯舘村、田村市、南相馬市、檜葉町、大熊町)を選定し、令和2年1月には、モデル事業の成果や課題等について中間取りまとめを公表した。また、令和2年3月までに 11 地区で事業を完了した。

《中間貯蔵》

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、令和元年度末までに、1,759 人、約 1,164ha について契約に至るなど、着実に進捗してきている。また、平成 29 年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、同年 10 月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には双葉町減容化施設の稼働を開始し、同施設で発生した灰の廃棄物貯蔵施設へ貯蔵を開始した。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、令和元年度末までに累計で約 668 万³m³の除去土壌等を搬入した。

また、令和2年1月に、「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」として、①安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する、②令和3年度までに、県内に仮置

きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す、③これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、令和2年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する、などの方針を公表した。

福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯舘村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度はすべて検出下限値未満となっている。

《避難指示区域の見直し》

避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、令和2年3月までに、全ての避難指示を解除した。

帰還困難区域については、改正福島特措法に基づき市町村が作成し、内閣総理大臣が認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の特定復興再生拠点区域においてインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進める帰還環境整備を開始している。

令和2年3月には、双葉町、大熊町及び富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を、帰還困難区域としては初めて行った。これを受け、同月14日にJR常磐線が全線で運転再開となった。

《賠償》

原子力損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、令和2年3月31日時点で、累計約9兆4,836億円の支払が行われている。

平成30年以降の農林業の営業損害賠償等については、避難指示区域外は、平成30年8月に、東京電力と福島県のJAグループ協議会との間で、継続して検討していた項目について合意に至り、新たな算定方式による風評賠償を平成31年1月より開始した。また、避難指示区域内は、平成31年初頭より、東京電力と福島県のJAグループ協議会との間で協議を重ね、令和2年以降に実施することとなった。

東京電力の賠償状況については、同審査会において、フォローアップしている。

また、損害賠償請求権の消滅時効に係る広報等のため、関係省庁等が連携して、

福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、政府広報ラジオによるお知らせ等を実施した。

《復興支援》

官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災 12 市町村の被災事業者の自立、まち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、令和元年度予算として約 16 億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支援を被災市町村で実施した。なお、官民合同チームは、令和2年3月末までに約 5,400 の事業者及び約 1,900 の農業者を個別訪問した。

福島イノベーション・コースト構想については、平成 30 年4月の重点推進計画に基づき具体的な取組が進展しており、同構想の中核を担う拠点である、「福島ロボットテストフィールド」は、令和2年3月末に全面開所した。また、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が、令和2年3月に開所した。

令和元年 12 月には、復興・創生期間後も見据え、浜通り地域等が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を、復興庁・経済産業省・福島県が策定した。また、福島イノベーション・コースト構想を加速するために重要な、国内外の多様な分野の研究者や技術者の育成のため、令和元年7月 29 日より「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を開催し、令和2年夏頃の最終取りまとめに向けて国主導の国際教育研究拠点の構想の検討を開始した。

さらに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構は、進出企業と地元企業とのマッチングや地元企業の実用化開発の支援等に取り組んでいる。令和2年度予算では計 69 億円の関連予算を計上している。

加えて、福島新エネ社会構想に基づく関係予算として、令和元年度予算において計 673 億円を措置するとともに、令和2年度予算では計 628 億円を計上している。

(関連白書等:環境白書、エネルギー白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《除染》

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の6町村で特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定されており、当該計画に沿って、全ての町村において家屋等の解体・除染を実施している。

森林については、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき 14 地区で実施してきた里山再生モデル事業について、令和2年 11 月に成果や課題等の最終取りまとめを公表した。また、令和2年度以降は「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施している。

《中間貯蔵》

中間貯蔵施設事業については、令和2年1月に公表した「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、安全を第一に、地域の理解を得ながら進めてきたところ、事業が着実に進捗してきている。

中間貯蔵施設整備に必要な用地取得については、令和2年度末までに、約 1,235ha(全体の約 77%、民有地については約 92%)、1,796 人(全体の約 76%)の契約に至っている。また、令和2年3月より、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物の処理から貯蔵までの全工程で運転を行っている。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、令和3年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)のおおむね搬入完了を目指し、輸送対象物量 1,400 万 m³のうち、令和2年度末までに累計で約 1,055 万 m³の除去土壌等を輸送した。

福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度は全て検出下限値未満となっている。

飯館村では、これまでの実証事業の成果を踏まえ、令和2年度より農地の造成工事に着手した。また、食用作物等の栽培実験を実施し、生育性・安全性を確認している。これまでに得られた食用作物の放射性セシウム濃度の測定結果は、検出下限値未満とされ得る値となっている(厚生労働省の定める食品中の放射性セシウム検査法では、

検出下限値は 20Bq/kg 以下とされている。検出されるまで測定した結果、0.1～2.3Bq/kg となっており、一般食品の放射性物質の基準値である 100Bq/kg よりも十分低い値となっている。)

《避難指示区域の見直し》

帰還困難区域について、平成 29 年改正福島特措法に基づき市町村が作成し、内閣総理大臣が認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の特定復興再生拠点区域においてインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進める帰還環境整備を引き続き実施している。

令和2年 12 月 25 日には、第 52 回原子力災害対策本部において、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを決定した。帰還困難区域を抱える自治体の状況はそれぞれ大きく異なり、拠点区域外の復興・再生に向けた意向も異なるため、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、この仕組みを運用していくこととしている。

《賠償》

原子力損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力が賠償を実施しており、令和3年3月 31 日時点で、累計約 10 兆 0,046 億円の支払が行われている。

令和2年5月、東京電力は、避難指示区域内における農林業者が、営農再開の意向を有するにもかかわらず、事故に起因する特段の事情により休業を余儀なくされている場合等の取扱いについて、福島県の農林業関係者との間で基本的な枠組みの合意に至った。

東京電力の賠償状況については、同審査会において、フォローアップしている。また、損害賠償請求権に係る広報・相談等のため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、被災市町村広報紙等への記事掲載及び政府広報(新聞・ラジオ)によるお知らせ等を実施した。

《復興支援》

官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災 12 市町村の被災事業者の自立、まち機能回復、新規創業等を図る自立等支援事業を継続するため、令和2年度予算として約 16 億円を措置した。また、まちづくりの促進に向けた支援を被災市町村で実施し

た。なお、官民合同チームは、令和3年3月末までに約 5,500 の事業者及び約 2,200 の農業者を個別訪問し、個々の要望や意向を踏まえて、事業再建計画の策定支援、生活再建への支援等を実施した。

福島イノベーション・コースト構想については、令和元年 12 月に復興庁・経済産業省・福島県により策定された、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえ、令和2年5月に、福島県の重点推進計画について内閣総理大臣が変更認定し、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つの柱を軸に、取組が進められている。令和2年3月に全面開所した「福島ロボットテストフィールド」や、「福島水素エネルギー研究フィールド」が、それぞれ本格的に稼働したほか、廃炉事業への地元企業参画を促進する仕組みの構築や、起業・創業を目指す企業等へのハンズオン支援等の総合的なビジネス創出支援策等の新しい取組も開始した。

国際教育研究拠点について、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を開催し、令和2年6月に最終取りまとめが行われた。さらに、令和2年12月の復興推進会議において、「国際教育研究拠点の整備について」を決定し、創造的復興の中核拠点として、研究開発と人材育成の中核となる本拠点を新設することとした。

さらに、令和2年改正福島特措法において公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「イノベ機構」という。)へ、国職員の身分を保有したまま、当該職員を同機構に派遣することができる制度を創設した。イノベ機構は、進出企業と地元企業とのマッチングや地元企業の実用化開発、ビジネス創出支援等に取り組んでいる。

福島イノベーション・コースト構想関連事業として、令和2年度予算では約 69 億円の予算を措置するとともに、令和3年度予算では約 75 億円を計上、本構想に関連する浜通り地域の教育再生に令和2年度予算で約 7.5 億円を措置、令和3年度予算では、約 5.2 億円を措置している。

加えて、福島新エネ社会構想については、令和3年4月に本構想の第2フェーズを迎えるに当たり、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開のフェーズとすることを目指し、令和3年2月に改定した。本構想の関係予算として、令和2年度予算において計 628 億円を措置するとともに、令和3年度予算では計 891 億円を計上している。

(関連白書等:環境白書、エネルギー白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)